

広島県公安委員会告示第76号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の運転免許取得者教育について、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条に規定する課程を認定したので、同法第108条の32の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年10月8日

広島県公安委員会
委員長 明 海 国 賢

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名 称	施設の所在地	課 程 の 区 分	課 程 の 名 称	認 定 年 月 日
新星工業株式会社	三原市小坂町 891-1	坪内孝道	三原自動車学校	三原市小泉町 小原山10160-4	規則第1条第1号に規定する課程	広島県公安委員会認定四輪車課程	令和2年9月 9日
					規則第1条第2号に規定する課程	広島県公安委員会認定二輪車課程	
					規則第1条第3号及び第6号に規定する課程	広島県公安委員会認定70歳以上75歳未満課程	
						広島県公安委員会認定75歳以上(数値76以上)課程	
						広島県公安委員会認定75歳以上(数値76未満)課程	
					規則第1条第4号に規定する課程	広島県公安委員会認定旧高齢者課程	
					規則第1条第5号に規定する課程	広島県公安委員会認定地域特性課程	
					規則第1条第6号に規定する課程	広島県公安委員会認定更新時講習同等課程	
					規則第1条第7号に規定する課程	広島県公安委員会認定二輪車の二人乗り課程	
規則第1条第8号に規定する課程	広島県公安委員会認定総合課程						